

広島県告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和四年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

府中市久佐町字ツカ丸一〇二八六の七八・一〇二八六の七九・一〇二八六の八二・一〇二八七の九・字洗川一〇三〇五の二・一〇三〇六の二・一〇三〇七の四・一〇三〇八の五・一〇三〇九の一・字六郎木一〇三一二の二・一〇三一三の三・一〇三一四の二・一〇三一六の二・一〇三一七の二・一〇三三八の七（以上十五筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅